

## 令和4年度第3回市川警察署協議会

### 1 開催日

令和5年1月17日（火曜日）

### 2 開催場所

令和5年千葉県警察年頭視閲会場へ移動中の車内

### 3 出席者

・協議会委員7人          ・警察署 3人

### 4 業務報告

- (1) 犯罪発生状況について
- (2) 特殊詐欺（電話d e詐欺）認知及び検挙状況
- (3) 交通事故の発生状況及びその特徴について
- (4) 委員からの質問に対する回答

### 5 警察署からの諮問事項

令和5年度駐車監視員活動ガイドライン改正案について

### 6 委員からの要望・意見等

- (1) 【質問】 インターネットやテレビを観たが、警視庁では自転車取締りを強化しているようだが、千葉県警や市川署では自転車運転の取締りを考えているか。

【回答】 市川警察署においては、年当初から自転車取締りを強化しており、「自転車指導啓発重点地区」を指定して効果的に実施している。

交通事故に直結する違反として、

- ・酒酔い運転          ・公安委員会遵守事項違反（イヤホン、傘差し運転）
- ・遮断踏切立ち入り          ・夜間の無灯火運転

を重点的に指導取締りしている。

- (2) 【意見】 千葉県は条例で自転車保険の義務化になり、加入しているからどんな運転をしても大丈夫との認識ではないかと感じる。若しくはそもそも自転車の交通ルールを知らないのではないか。これからの事故防止のための取組を考えているか。

【回答】 千葉県では、毎月10日を交通安全の日、15日を自転車安全の日と定めており、当署としてもこの機会をとらえて関係機関（市川市、交通安全協会）や民間企業、団体と連携した広報啓発活動を推進している。

継続して、根気強く広報啓発活動を実施するとともに、引き続き、市や管内各学校と連携して自転車の安全利用に関する安全教育を推進していく。

- (3) 【質問】 その他の交通指導取締り“自転車の指導取締りを強化”に加え、歩行者のマナー指導も必要と思われる。八幡小学校通りは特にそう感じる。

【回答】 今後は自転車の利用者だけでなく、歩行者に対する注意喚起を併せて実施することで、交通ルールの意識の浸透を図っていく。

(4) 【質問】 車の通行が増えた道路で、道路幅が狭く、信号機も少なく、横断歩道で停止する車も多くない。信号機の設置規定とはどのようなものか。

【回答】 要件は、

- ① 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- ② 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断がない場所については、この限りではない。
- ③ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。
- ④ 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。

(5) 【質問】 朝の登下校時間帯に、車両通行止めになっているのにも関わらず、進入してくる車両があるので、啓発の意味を込めて、月に1回程度の取締りをお願いしたい。

【回答】 千葉県警察交通安全緊急対策アクションプランの推進項目の一つとして、「通学路の安全確保」が示されており、当署においても、年当初からスクールゾーンにおける取締りを強化している。

毎月1回以上、通行禁止、可搬式速度取締りを実施しており、これまでに、

- ・信篤小学校      ・国分小学校      ・大野小学校
- ・鬼高小学校      ・八幡小学校

のスクールゾーンでの取締り実績がある。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし